

鳥取市高齢者在宅福祉事業手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第8号

鳥取市高齢者在宅福祉事業手数料の徴収に関する条例の一部を改正する 条例

鳥取市高齢者在宅福祉事業手数料の徴収に関する条例（平成12年鳥取市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条に次の1号を加える。

(5) 寝具丸洗い乾燥消毒サービス事業

別表生活管理指導員派遣事業手数料の項を削り、同表介護予防運動教室事業手数料の項の次に次のように加える。

寝具丸洗い乾燥消毒サービス事業手数料	掛布団（羽毛以外）	1枚につき200円
	掛布団（羽毛）	1枚につき300円
	敷布団	1枚につき200円
	毛布	1枚につき100円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。